

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】 確定給付企業年金にかかる年金数理人の署名・押印廃止に関する
通知、事務連絡、および規約例の改正について

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2021年5月19日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（施行日：2021年9月1日）が公布されました。これにより、5月31日発行のメルマガ※にてご案内のとおり、現在、確定給付企業年金において、事業主が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、2021年9月1日以降は、署名・押印は不要とし、「記名」に改められます。

※2021年5月31日発行メルマガ

「【DB・厚年基金】年金数理人の署名・押印廃止に関する確定給付企業年金法等の改正について」

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2021/magazine/n316_nenkin_magazine_20210531.pdf

これについて、2021年7月15日付で通知および事務連絡が発出されております。

1. 通知「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う通知様式の改正について」（年企発 0715 第 1 号）

内容：「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日年企発 0329003 号・年運発第 0329002 号）の様式 C 1 の改正について示されて

おります。

※詳細については、以下リンク先に掲載の通知をご確認ください。

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2021/magazine/n319_nenkin_magazine_20210727_1.pdf

2. 事務連絡「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う事務連絡の改正について」

内容：確定給付企業年金規約例、および「確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について」（平成 22 年 4 月 28 日事務連絡）の改正について示されております。

※詳細については、以下リンク先に掲載の事務連絡をご確認ください。

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2021/magazine/n319_nenkin_magazine_20210727_2.pdf

また、改正にかかる経過措置として、通知および事務連絡にて、以下の通り示されております。

—改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする。—

なお、当社DB幹事先のお客様については、当社作成の年金数理に関する業務に係る書類等の扱いにつき、追ってご案内させていただく予定です。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202107-170-0198-D